

最終更新日:2016年4月28日

東海カーボン株式会社

代表取締役社長 長坂 一

問合せ先:03-3746-5100

証券コード:5301

<http://www.tokaicarbon.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念と致しております。このような観点から、「行動指針」、「企業倫理綱領」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則のうち、以下の原則については、下記の理由により、実施しておりません。

【原則1-4】

(1)当社は、事業機会の創出・維持や取引・協業関係の構築・維持・強化等を通じ、中長期的な企業価値向上が図れると判断した場合に、取引先等の株式を取得・保有することとしており、主要な株式保有の妥当性については、今後、中長期的な経済合理性等を踏まえ、取締役会が定期的に検証することと致しました。

(2)なお、投資先企業の議決権については、当社及び当該企業の中長期的な企業価値向上の観点から、行使に係る判断を行うこととしておりません。

【原則4-11-3】

当社は、新設した報酬委員会にて、各取締役の個人別評価を行うことと致しましたが、「取締役会全体の実効性分析・評価」については、取締役会の一層の役割強化の観点から、評価手法も含め、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7】

当社は、取締役の競業取引・利益相反取引については、法令及び取締役規程に則り、取締役会にて事前に審議するとともに、承認された取引については、その実績を取締役に報告することとしております。

【原則3-1】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

わたしたちの基本理念は信頼の絆です。信頼の絆とは企業といわゆるステークホルダー(顧客、株主、従業員、社会などに代表される)との間の信頼の絆を意味しています。企業はこの信頼の絆の上に成り立ち、その活動を継続することができると考えます。そしてこの信頼の絆を支えるのは企業とステークホルダーとの間の価値の循環であると考えます。

価値の循環とはステークホルダーから企業への経営資源の付託と、企業がそれを活用して生み出す付加価値(製品・サービスといった財や利益)のステークホルダーへの還元が循環することを意味します。わたしたちは、このような価値の循環を通じてステークホルダーがそれぞれの目的を実現するための手段を提供し、その付託に確実に応えることによりさらに強固な信頼の絆を築いていきたいと考えています。

なお、2016年から2018年の3年間を対象とした中期経営計画「T-2018」を当社ホームページに開示しております。

<http://www.tokaicarbon.co.jp/ir/news/index.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」及び「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬等決定の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」にて開示しています。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬に関する方針及び決定方法については、本報告書の「II. 1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しています。

(4)取締役会が経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、社外取締役が過半数を占める取締役会の諮問機関である指名委員会(社内取締役1名、社外取締役2名で構成)で経営者としての要件及びその選任に関わる基本方針を審議、確認していることに加え、業務執行役員の選任や役職等は取締役会で審議を経て決定することとしています。また、取締役・監査役候補の選任方針と手続及び個々の選任案は、指名委員会で審議し、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

(5)当社は、社外取締役・社外監査役候補の指名の理由について、株主総会参考書類に開示しております。社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補については、その経歴を株主総会参考書類に開示しています。

【原則4-1-1】

当社は、法令及び定款に定める事項の他、経営方針・経営計画の策定等、経営管理上の重要事項を取締役会決議事項とし、それ以外の業務執行の決定は全て経営陣に委ねています。

【原則4-8】【原則4-9】

会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しています。

【原則4-11-1】

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確かつ迅速な意思決定が行われるよう努めております。

その実現のため、当社取締役会は、当社の事業規模や内容等を踏まえ、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社

にとって最適な形で確保されるよう、各事業部門・コーポレート部門それぞれの業務に精通した業務執行取締役候補者を選任しております。社外取締役に関しては、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ選定しており、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言を頂いております。

【原則4-11-2】

取締役及び監査役の個別の兼務状況については、株主総会招集通知に記載しています。

【原則4-14-2】

取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、取締役会事務局を設置し、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。また、将来に亘る持続的成長に向けた貢献を促進する観点から、研修の機会を設定しています。

【原則5-1】

本報告書の「Ⅲ. 2. IRに関する活動状況」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,873,000	7.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,638,000	7.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,958,779	3.54
三菱商事株式会社	6,748,990	3.00
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	6,290,000	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱化学株式会社退職給付信託口)	5,900,000	2.62
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,161,000	2.29
JUNIPER	4,978,000	2.21
DEUTSCHE BANK AG, FRANKFURT(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,504,000	2.00
野村信託銀行株式会社(投信口)	4,107,000	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記は、2015年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

また、当社は自己株式11,757,962株を保有しております。

2015年10月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2015年10月12日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

(氏名又は名称)	(住所)	(保有株券等の数(株))	(株券等保有割合(%))
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,958,779	3.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	9,584,000	4.26
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,350,000	1.04

2015年8月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2015年8月14日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

(氏名又は名称)	(住所)	(保有株券等の数(株))	(株券等保有割合(%))
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,999,000	1.78
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	336,000	0.15
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	16,573,000	7.37

2015年12月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2015年12月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

(氏名又は名称)	(住所)	(保有株券等の数(株))	(株券等保有割合(%))
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	113,652	0.05
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	748,842	0.33
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	10,509,000	4.67

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊倉 禎男	弁護士											
神林 伸光	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊倉 禎男	○	熊倉氏は、中村合同特許法律事務所に在籍しております。当社は同事務所と2008年以降、取引がありません。	2007年3月から6年間にわたり当社の社外取締役として在任し、また弁護士として法曹界で要職を歴任され、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督機能を果たしていただけたものと判断しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
神林 伸光	○	神林氏は、当社の取引先である川崎重工業株式会社の出身であり、現在同社の顧問を兼務しております。同社との取引は、当社の取引全体に占める割合において僅少なものです。	輸送用機器製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督機能を果たしていただけたものと判断しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスを透明化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2016年3月に指名委員会及び報酬委員会を設置致しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査室の間では、定期的に会合を開き、内部監査結果や指摘、提言事項について、相互に検討、意見交換するなど、密接な情報交換を図っております。

監査役は、会計監査人とも必要に応じて会合を開き、情報交換を行うなどの連携を図っております。監査役は、会計監査人との間で監査計画を協議し、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、監査の経過と結果の報告や説明を受け、連結計算書類や計算書類等の監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹尾 誠一郎	他の会社の出身者							△						
浅川 幸久	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹尾 誠一郎	○	2009年3月まで当社の取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者として勤務しておりました。 なお、当社は同社に対し、3,287百万円(2015年12月末現在)を借り入れております。	信託銀行及びその関連会社における業務、経営経験を活かして、当社の事業全般の監査に寄与していただいております。 当社は複数の金融機関と取引がありますが、三菱UFJ信託銀行株式会社に対する借入の総資産に占める比率は2.31%(2015年12月末時点)と依存度は低く、また同社の当社に対する持株比率も2.95%(2015年12月末時点)であり、当社への影響度も希薄であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
浅川 幸久	○	2006年8月から2014年6月まで日本化薬株式会社の監査役(常勤)として在任しておりました。 なお、当社は同社と2011年以降、取引がありません。	製造業上場会社における豊富な経験及び知見を活かして、当社の事業全般の監査に寄与していただけるものと判断しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行を担う取締役及び執行役員を対象に、2016年3月、報酬の一部に業績目標の達成度によって変動する「業績連動型報酬」を組み入れることとしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当事項は特にありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績目標の達成度によって変動する「業績連動型報酬」によって構成され、業務執行を担う取締役については、各役員の経営責任の大きさに配慮し、上位役員ほど変動報酬の割合を高くするように設計しております。
業績連動型報酬は、毎年の財務業績目標の達成度に応じて支給される「賞与」、3カ年の財務業績目標の達成度及び短期的に財務に表れにく

い重要な取り組みに対する評価によって支給される「中長期インセンティブ」(パフォーマンス・キャッシュ)によって構成されます。
また、業務執行から独立した立場にある執行非兼務の取締役及び監査役には、業績連動報酬はふさわしくないため、固定報酬のみの構成としています。

報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、執行業務を行う役員が、高い経営目標の達成及び中長期的な企業価値の最大化に強くコミットすることを目的とし、その役割に対して以下の要件を満たす水準をターゲットとして設定し、価値を通じて当社の業績及び個人のパフォーマンスや成果に見合った金額の支給を方針としています。

- ・短期及び中長期の経営目標に対する役員のコミットメントを促す報酬
- ・現在または将来の役員候補を動機付け、引き留められる報酬水準の担保された報酬
- ・役員、株主や投資家に対する説明責任が果たせる透明性や合理性の担保された報酬

なお、当社の役員報酬制度、各役員の業績評価や報酬決定は、社外取締役を委員長とした報酬委員会の審議を経て見直し、決定が行われる仕組みとなっており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会での審議充実を図るべく、取締役会開催にあたっては、社外取締役・社外監査役への資料の事前配布、必要に応じた事前説明等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を以下の通り構築しております。

(a)取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。提出日現在の取締役は8名であり、うち2名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問・委任機関として、2016年3月30日付で社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置致しました。また、これに加え、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

(b)監査役/監査役会

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。提出日現在の監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

(c)業務執行

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、CSR委員会等各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された8名の執行役員が業務執行を担っております。

(d)内部監査、会計監査

当社は、内部監査部門として「監査室」を設置し、提出日現在4名で運営しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 茂木浩之、山口更織

監査業務に係る補助者の構成：公認会計士6名、その他7名

(e)指名委員会・報酬委員会

当社は、2016年3月30日、任意の取締役会諮問・委任機関として、指名・報酬決定機能を担う指名委員会・報酬委員会を設置しました。委員会概要については、「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長の属性」をご参照下さい。

<責任限定契約の内容の概要>

当社と非業務執行取締役(社外取締役)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役、監査役ともに法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理態勢の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年3月30日開催の第154回定時株主総会においては、「株主総会招集ご通知」を3月4日に発送するとともに、発送日に先立って当社ホームページに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンによる行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を作成し、当社ホームページ及び機関投資家向けプラットフォームに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を定め、当社ホームページ上に和文・英文で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内においては、決算説明会を四半期ごとに実施しています。(第1と第3四半期は電話会議形式) 国内機関投資家の定期的な個別訪問・来社に対応しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、海外機関投資家を訪問し、事業及び業績等の説明を行っています。 海外機関投資家の来社・電話での面談に対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算資料、有価証券報告書、適時開示資料等を和文・英文(一部)で開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 : 経営管理本部 総務部 担当役員 : 経営管理本部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念(「信頼の絆」)において、企業は全てのステークホルダーとの信頼の上に成り立ち、その活動を継続することができると定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、環境負荷低減、ISO14001への取組み等を実施しており、環境マネジメントシステムに基づいたPDCAサイクルを通し、継続的な改善を図っています。 また、当社グループのCSR活動は、コンプライアンス・環境・社会貢献を中心とした取組みを推進しており、その内容については年1回「社会・環境報告書」としてまとめ、ステークホルダーの皆様へ分かりやすくお伝えするよう努めています。
その他	【女性活躍推進に関する行動計画】 当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める行動計画を下記の通り定め、推進してまいります。 1. 計画期間 2016年4月1日～2018年3月31日 2. 取組目標 計画期間末における、総合職の男女別平均勤続年数の差を10年以下とすること。 3. 取組内容

(1) キャリアデザインをキーワードに上司と部下のコミュニケーション向上、さらに労働人口減の将来に備え、時間的制約がある社員を戦力化するマネジメントをテーマに、国内事業場に所属する全管理職を対象とした研修を実施。
(2) 25～30歳の総合職社員に対し、ライフイベントも視野に入れたキャリア形成教育を実施し、ライフイベント時のモチベーション維持を図る。
(3) TOPのメッセージ、育児・介護などにおける会社制度の周知、職場風土の醸成に資する記事を掲載した小冊子を全社員に配布。

4. 今後の課題

女性総合職の職域拡大を図るとともに、管理職を目指す女性の育成を実施します。

【女性活躍の状況】

1. 正社員に占める女性社員の割合

6.46% (2016年1月現在)

2. 採用した労働者に占める女性労働者の割合

2015年度実績

総合職: 22.2% 一般職: 0.0% 契約社員: 21.7% 全採用者: 16.7%

3. 男女の平均勤続年数の差異

2.5年 (総合職: 男性17.9年、女性7.3年 一般職: 男性12.8年、女性15.5年)

4. 管理職に占める女性労働者の割合

0.7%

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システム構築の基本方針＞

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。

2) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

3) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。

4) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。

5) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。

6) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 「文書取扱規則」及び「電子情報管理規則」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。

2) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。

3) 情報開示は、「情報開示基本方針」に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生した時には、「緊急事態発生時の対応指針」に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。

2) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。

3) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施し、その結果を取締役会他経営に対して報告し、リスクの把握と改善に努める。

4) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。

2) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度上半期、下半期の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。

3) 月次、四半期、半期、年次毎の財務報告を作成し、その実績、分析等を取締役会に報告する。

4) 取締役並びに業務担当執行役員で構成する経営会議、総合計画会議等重要な会議に於いて、重要事項につき審議する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。

2) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。

3) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。

4) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。

5) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう「子会社管理規程」に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。

2) 当社は当社役員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。

3) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げると共に、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。

2) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

3) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制

1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。

2) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。

3) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。

4) 監査役は、法令に従い取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。

5) 監査役は、稟議書ほか重要な報告書等を閲覧する。

6) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。

7) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社並びに当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応することを基本的な考え方としております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

(1) 企業行動規範等の整備状況

当社は、基本理念・行動指針の下、公正な事業活動の推進のため役員・社員が遵守すべき「企業倫理綱領」において反社会的勢力との対決を定めております。

(2) 対応統括部署について

当社では、総務部を反社会的勢力対応の統括部署として、反社会的勢力との取引防止に関する管理等の対応を行っております。

(3) 外部の専門機関との連携状況

当社では、定期的な警察署への訪問・連絡等を実施し、緊急時における警察への通報、顧問弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力への対応を行っております。

(4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社では、「倫理・コンプライアンス行動基準」において、反社会的勢力・団体から接触を受けたとき、トラブルに巻き込まれそうになったときは、個人で対応せず、総務部に報告・相談することを定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

＜当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について＞

当社は、2008年2月13日開催の取締役会の決議及び2008年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき導入された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を、2011年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、一部変更の上、更新しましたが、2014年2月10日開催の取締役会において、同年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を継続しないことを決議しました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1. 情報の収集

開示義務が生じる可能性のある当社及び子会社の情報は、当該情報に係る主管部室の長がこれを確認し、速やかに情報取扱責任者（経営管理本部長）に報告します。

2. 開示すべき重要情報の評価

情報取扱責任者は、収集した情報について、関係法令及び証券取引所の規則等に基づき、開示判断を行います。

3. 評価に基づく開示

上記判断に基づき、必要に応じ、経営会議・取締役会における開示書類の認証の手続きを経て、情報開示責任者たる経営管理本部総務部長が適時適切な開示を行います。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図

